

令和3年度 弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金 のご案内

●老朽化し周囲へ影響を及ぼす恐れのある空き家を除却(解体及び撤去)する所有者等に対して、除却費の一部を補助します。

※補助を受けるためには、一定の条件があります。詳しくは本紙をご覧のうえ、お問い合わせください。

補助金の額及び募集戸数

- ・除却に要する費用の40%
(限度額50万円)
- ・5戸程度
(予算の範囲内において先着順)

スケジュール

申請期間

令和3年 5月17日から
令和3年12月24日まで

※予算が無くなり次第終了となります。

●補助対象条件

対象住宅

①～④の要件すべてに該当する住宅として使用されていた市内にある空き家

- ① 木造又は鉄骨造のもの
- ② 一戸建ての住宅又は床面積の過半が住宅として使用されていた併用住宅(長屋・共同住宅を除く)
- ③ 不良度の評点が100点以上(柱の傾斜、屋根・外壁が剥げているなど老朽化や損傷の程度が大きいもの)
- ④ 放置すれば周囲に影響を及ぼすおそれのあるもの

対象者

①及び②の要件いずれにも該当する者(営利を目的とする法人を除く)

- ① 対象物件の所有者、対象物件の相続人、所有者又は相続人から除却についての同意を得た者のいずれか
- ② 市税等の滞納がない者

(※所有者又は相続人が複数いる場合は全員の同意、所有権以外の権利が設定されている場合は権利者の同意が必要)

対象工事

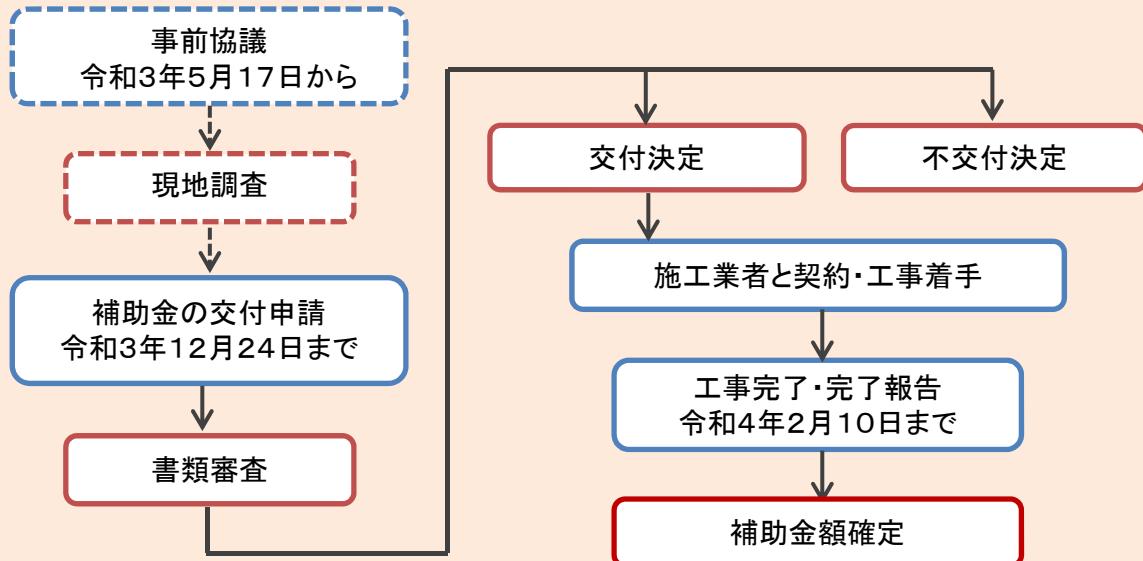
①及び②の要件いずれにも該当する除却工事

- ① 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人業者が行う工事
- ② 建設業法第3条第1項に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可を受けた者又は建設リサイクル法第21条第1項に規定する登録を受けた者が行う工事

●スケジュール

申請者

市



●その他

事前協議

補助の条件のうち、不良度の評点については、事前協議(現地調査)の申込みが必要です。後日、市から不良度の判定結果が通知されますので、対象となる場合は交付申請の手続きをすることができます。

注意事項

- ① 空き家を除却することで住宅用地特例の対象外となり、土地の固定資産税等が増額になる場合があります。ただし、建物の固定資産税等が課税されなくなることから、土地と建物のトータルでは、今までより減額になる場合があります。
- ② 不良度の判定を行うため、市職員が敷地に立入り現地調査を実施します。

●必要書類及び詳細について

補助対象条件や必要書類など、詳細については弘前市のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。申請に必要な様式などは建築指導課の窓口に備え付けているほか、下記ホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kurashi/akiya/roukyuuakiya-jyokyaku.html>

弘前市ホームページ ⇒ くらし ⇒ 空き家対策 ⇒ 弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金

※書類を準備する前にお問い合わせください

●問い合わせ・申し込み先

弘前市役所 建設部 建築指導課 空き家対策係

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1 TEL0172-40-0522 FAX0172-38-5866